



過半数代表選挙には、 棄権しないで参加しましょう！ 選挙についてJR東労組中央本部は、 以下のことを確認しています！

申1号「第43回定期大会発言等に基づく申し入れ」

3. 複数の職場で発生している過半数代表選挙での不正行為を直ちに是正し、再発防止策を講じること。

(組合)労働基準法施行規則6条の2第1項第2号において、使用者の意向に基づき選出された者は、従業員代表として認められないというのはいいか。

(会社)規則の条文にそのような記載がある。認識している。

(組合)細かい解釈の仕方はあるが、具体例で言えば現場長や管理者が業務で特定の候補者、例えば社友会の代表を当選させるために業務中に当選させる運動をした場合、この施行規則に違反すると認識しているが、会社の考えはどうか。

(会社)具体的に、もちろん業務中に職務専念義務がある中で、行うのは適当ではない。

(組合)JR東日本では過半数代表選は投票で行っているため、投票は無記名であり、誰が誰に投票したのかわからないように投票の秘密は守るということていいか。

(会社)基本的にはそうだ。ただ、例えば病気で投票できない場合等は本人に確認して投票を行うことはある。

(組合)病気で投票できないとはどういうことか。

(会社)投票に来れない為、郵送あるいは電話等で投票したいという意向がある場合であれば、確認した上で行う。

(組合)それは全社統一か。

(会社)そうだ。



公平・公正な過半数代表者選挙が 実施されているか、労働組合の視点でチェックしよう！